

2014. 7. 12 (土)

平成26年度 第1回「竹島問題を考える講座」

こ れ か ら の 学 校 教 育 と 竹 島 問 題

—「領土教育」と島根県の取り組みから考える—

第3期竹島問題研究会副座長

佐々木 茂（松徳学院高等学校）

1. はじめに

2. 「島根県政世論調査」と「竹島に関する特別世論調査」の結果から

①島根県政世論調査（島根県政策企画局公聴広報課）

②内閣府政府広報室「竹島に関する特別世論調査(H25. 6)実施」の概要（平成25年8月1日）

③「概要」結果から考える

・認知経路（複数回答）

・関心内容（複数回答）

・関心がない理由(複数回答)

・関心を高めるための取り組み(複数回答)

3. 日本青年会議所(日本JC)の取り組みから

- ①「国境(線)の正答率」から
- ②「青少年版領土・領海意識醸成プログラム」の取り組み
 - ・「マモルとミズキの国境探検」

4. 文部科学省の「領土教育」と竹島問題

5. 島根県の「竹島問題」学習について

6. おわりに

お問い合わせ English Chinese Korean Russian 読み上げ ふりがな 背景色 白黒 ページュ 文字サイズ 標準 大きい

島根県
Shimane Prefectural Government サイト内検索 検索

組織から探す カレンダー(外部サイト)

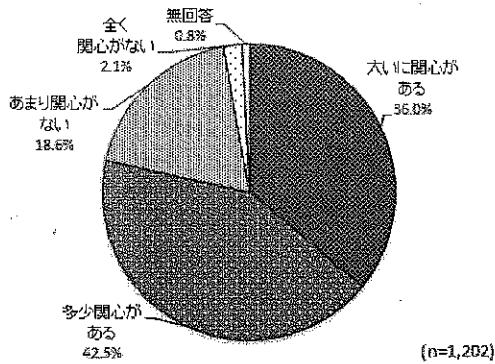
トップ 防災・気象 環境 観光 県の取り組み くらし 県土づくり 産業・雇用

トップ > 県の取り組み・一般 > 政策・財政 > 広聴・広報 > 島根県政世論調査 > H25報告書 > 竹島問題に対する関心度

【広聴広報課】

竹島問題に対する関心度

問6 あなたは、竹島をめぐる問題に关心がありますか。



竹島問題については、『関心がある（78.5%）』（「大いに关心がある」と「多少関心がある」を合わせた割合）が、『関心がない（20.7%）』（「あまり関心がない」と「全く関心がない」を合わせた割合）を57.8ポイント上回っている。

【地域別】

『関心がある』は、隠岐地区（85.3%）で最も高く、次いで益田地区（82.8%）、松江地区（80.4%）で8割強と、やや高くなっている。

【市郡別】

『関心がある』は、郡部（81.6%）、松江市（80.8%）が、その他の市（76.9%）と比べ高くなっている。

【過疎地別】

過疎地別では大きな差はみられない。

【性別】

『関心がある』は、男性（82.1%）が女性（74.5%）を7.6ポイント上回っている。

【性・年齢別】

『関心がある』は、男女ともに年齢が高くなるにつれ割合が高くなる傾向があり、男性40歳以上、女性60歳以上で8割を超えており。『関心がない』は、男性20歳代（37.9%）、女性20歳代（38.6%）、女性30歳代（37.8%）で4割弱に及び高くなっている。

【職業別】

『関心がある』は、すべての職業で7割以上となっており、無職（83.2%）で8割強と、やや高くなっている。

【ライフステージ別】

『関心がある』は、ほとんどのライフステージで8割前後となり、『関心がない』を大きく上回っている。しかしながら、家族形成期は、『関心がある（53.5%）』が5割強で、『関心がない（46.5%）』との差が小さくなっている。家族成長前期でも同様の傾向がみられる。（『関心がある（64.5%）』、『関心がない（34.4%）』）

お問い合わせ先

広聴広報課

島根県政策企画局広聴広報課

【所在地】〒690-8501島根県松江市殿町1番地

【電話】

広報報道グループ：0852-22-5771

県民対話室：0852-22-5770（県民ホットラインに関することは県民対話室へお問い合わせください。）

【FAX】
0852-22-6025
【メール】
kouhou@pref.shimane.lg.jp

[ページの先頭へ戻る](#)

[個人情報の取り扱い](#) [著作権・リンク等](#) [アクセシビリティ](#) [ソーシャルメディア利用指針](#)

島根県庁
住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 [\[県庁へのアクセス\]](#)
電話 0852-22-5111 (代表) [\[県機関の電話番号案内\]](#) [\[メールでのお問合せ\]](#)



QRコード
携帯電話で島根県公式ホームページに
アクセスできます。

Copyright (C) 2013 Shimane Prefectural Government. All Rights Reserved.

お問い合わせ English Chinese Korean Russian 読み上げ ぶりがな 背景色 白黒 ページュ 文字サイズ 標準 拡大

島根県
Shimane Prefectural Government

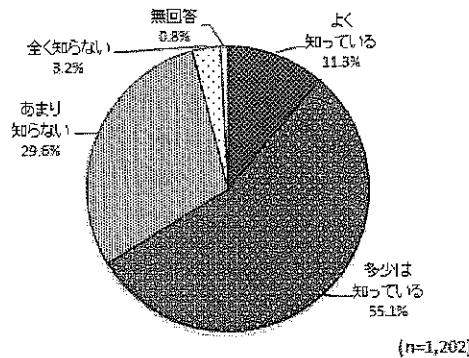
サイト内検索 [検索] 組織から探す カレンダー (外部サイト)

トップ 防災・気象 環境 觀光 県の取り組み くらし 県土づくり 産業・雇用

トップ > 県の取り組み・一般 > 政策・財政 > 広報・広報 > 島根県政世論調査 > H25報告書 > 竹島問題の背景や経緯の認識 【広報広報課】

竹島問題の背景や経緯の認識

問7 あなたは、竹島問題の背景や経緯を知っていますか。



竹島問題の経緯や背景については、『知っている（66.4%）』（「よく知っている」と「多少は知っている」を合わせた割合）が、『知らない（32.8%）』（「あまり知らない」と「全く知らない」を合わせた割合）を33.6ポイント上回っている。

【地域別】

すべての地区で『知っている』が『知らない』を上回っている。『知っている』は、隠岐地区（76.5%）は8割弱と高くなっている、雲南地区（58.6%）、浜田地区（57.8%）で6割弱とやや低くなっている。

【市都別】

『知っている』は、都部（71.3%）、松江市（70.3%）で7割強と高くなっている。

【過疎地別】

『知っている』は、非過疎地（69.2%）が過疎地（64.2%）を5.0ポイント上回っている。

【性別】

『知っている』は、男性（72.5%）が女性（60.8%）を11.7ポイント上回っている。

【性・年齢別】

女性30歳代は『知らない（50.0%）』が半数にのぼり、『知っている（48.8%）』を1.2ポイント上回っている。女性40歳代は『知っている』と『知らない』が同値（49.4%）となっている。そのほかの年齢層では、『知っている』が6～7割台で、『知らない』を大きく上回っている。

【職業別】

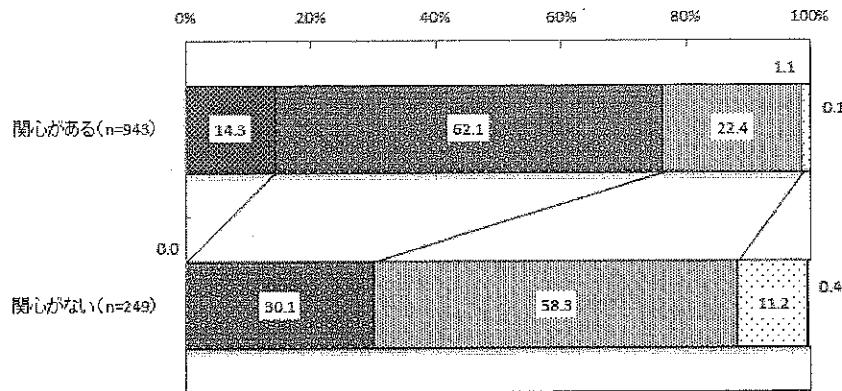
すべての職業で『知っている』が6割前後から7割弱となっている。『知らない』は、商・工・サービス・自由業（40.2%）で4割強とやや高くなっている。

【ライフステージ別】

『知っている』は、高齢期I（75.9%）及び高齢期II（72.4%）で7割を超えて高くなっている、家族形成期（56.4%）、家族成長前期（58.0%）でやや低くなっている。

【関心度別（問6の回答結果）】

問6の『関心がある』、『関心がない』の回答別に、竹島問題の背景や経緯について集計したところ、『知っている』割合は、竹島問題に『関心がある（76.4%）』と『関心がない（30.1%）』では46.3ポイントの差がある。



[■よく知っている ■少しは知っている ■あまり知らない ■全く知らない □無回答]

お問い合わせ先

広聴広報課

島根県政策企画局広聴広報課

【所在地】〒690-8501島根県松江市殿町1番地

【電話】

広報報道グループ：0852-22-5771

県民対話室：0852-22-5770（県民ホットラインに関するることは県民対話室へお問い合わせください。）

【FAX】

0852-22-6025

【Eメール】

kouhou@pref.shimane.lg.jp

[ページの先頭へ戻る](#)

[個人情報の取り扱い](#) [著作権・リンク等](#) [アクセシビリティ](#) [ソーシャルメディア利用指針](#)

島根県庁

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 [\[県庁へのアクセス\]](#)

電話 0852-22-5111（代表） [\[県機関の電話番号案内\]](#) [\[メールでのお問合せ\]](#)



QRコード

携帯電話で島根県公式ホームページに
アクセスできます。

Copyright (C) 2013 Shimane Prefectural Government. All Rights Reserved.

お問い合わせ English Chinese Korean Russian 読み上げ ふりがな 背景色 白 黒 ページュ 文字サイズ 標準 大

島根県
Shimane Prefectural Government

サイト内検索 検索
組織から探す カレンダー(外部サイト)

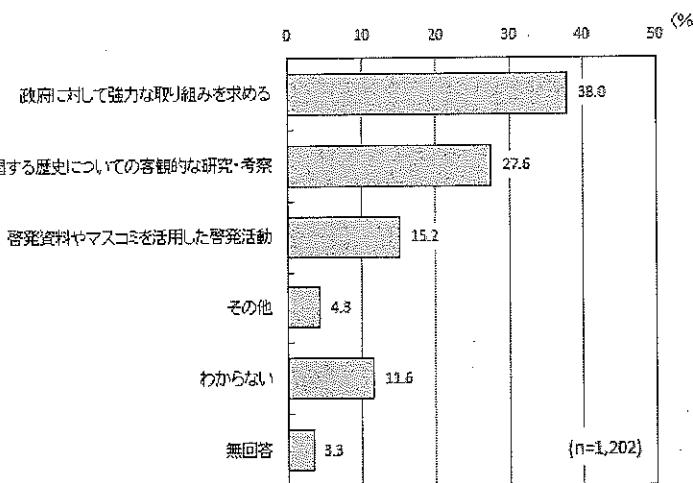
トップ 防災・気象 環境 観光 県の取り組み くらし 県土づくり 産業・雇用

トップ > 県の取り組み・一般 > 政策・財政 > 広報・広報 > 島根県政世論調査 > H25報告書 > 竹島問題解決のために県がすべきこと

【広報広報課】

竹島問題解決のために県がすべきこと

問8 あなたは、竹島問題を解決するためには、今、島根県は何をすべきだと思いますか。



竹島問題を解決するために島根県がすべきことについては、「政府に対して強力な取り組みを求める（38.0%）」が最も高く、次いで「竹島問題に関する歴史についての客観的な研究・考察（27.6%）」、「啓発資料やマスコミを活用した啓発活動（15.2%）」となっている。

【地域別】

「政府に対して強力な取り組みを求める」は、すべての地区で最も高くなっている。大田地区（43.9%）で4割強と、やや高くなっている。

【市都別】

「政府に対して強力な取り組みを求める」は、市、都部いずれでも最も高くなっている。都部（43.4%）が、その他の市（36.3%）を7.1ポイント上回っている。

【過疎地別】

過疎地別では大きな差はみられない。

【性別】

「政府に対して強力な取り組みを求める」は、男女とも最も高くなっている。男性（41.1%）が女性（34.9%）を6.2ポイント上回っている。

【性・年齢別】

「政府に対して強力な取り組みを求める」は、男女とも年齢層が高くなるほど割合が高くなる傾向があり、男女とも70歳以上（男性49.5%、女性47.8%）で5割弱と高くなっている。一方、「竹島問題に関する歴史についての客観的な研究・考察」は、男女とも年齢層が低くなるほど割合が高い傾向があり、男女とも20歳代（男性45.0%、女性38.6%）で高くなっている。

【職業別】

「政府に対して強力な取り組みを求める」は、商・工・サービス・自由業を除くすべての職業で最も高く、農・林・漁業（47.3%）、無職（41.9%）で4割を超え、やや高くなっている。商・工・サービス・自由業は、「竹島問題に関する歴史についての客観的な研究・考察（33.6%）」が最も高くなっている。

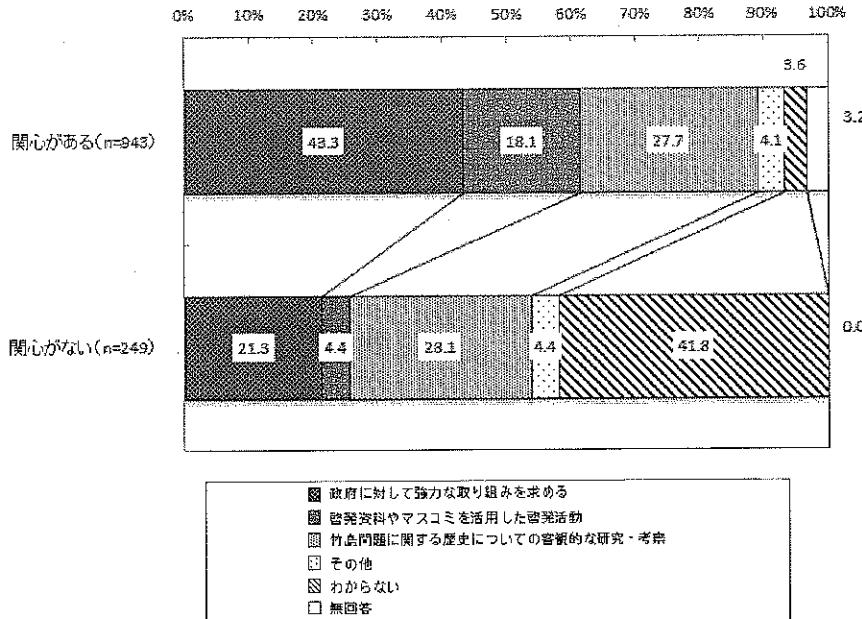
【ライフステージ別】

「政府に対して強力な取り組みを求める」は、高齢期（51.9%）で5割強と最も高くなっている。家族成熟期以降のライフステージで4～5割台と、やや高くなっている。

【関心度別（問6の回答結果）】

問6の『関心がある』、『関心がない』の回答別に、竹島問題を解決するために島根県がすべきことについて集計したところ、「政府に対して強力な取り組みを求める」は、『関心がある（43.3%）』が、『関心がない（21.3%）』を22.0ポイント上回っている。

問6で『関心がない』と回答している人の回答は、「わからない（41.8%）」が最も高い割合となっている。



お問い合わせ先

広聴広報課

島根県政策企画局広聴広報課

【所在地】〒690-8501島根県松江市殿町1番地

【電話】

広報報道グループ：0852-22-5771

県民対話室：0852-22-5770（県民ホットラインに関することは県民対話室へお問い合わせください。）

【FAX】

0852-22-6025

【Eメール】

kouhou@pref.shimane.lg.jp

[ページの先頭へ戻る](#)

個人情報の取り扱い　著作権・リンク等　アクセシビリティ　ソーシャルメディア利用指針

島根県庁

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 「県庁へのアクセス」
電話 0852-22-5111（代表） 「県機関の電話番号案内」 「メールでのお問合せ」

QRコード

携帯電話で島根県公式ホームページに
アクセスできます。

Copyright (C) 2013 Shimane Prefectural Government. All Rights Reserved.

「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂について

1. 改訂の趣旨

我が国の領土に関する教育や自然災害における関係機関の役割等に関する教育の一層の充実を図るため、平成20年7月に公表した「中学校学習指導要領解説」のうち社会編の一部、また平成21年12月に公表した「高等学校学習指導要領解説」のうち地理歴史編及び公民編の一部について、所要の改訂を行う。

(注)

学習指導要領：学校教育法等の規定の委任に基づき、文部科学大臣が告示として定める教育課程の基準。法的拘束力がある。

学習指導要領「解説」：学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について、教育委員会や教員等に対し説明するため、文部科学省の著作物として作成したもの。

2. 改訂の概要

(1) 領土に関する教育の充実について

- ・中学校社会の地理的分野、歴史的分野、公民的分野
 - ・高等学校地理歴史の日本史A、日本史B、地理A、地理B
 - ・高等学校公民の現代社会、政治・経済
- について、別添1のとおり、改訂を行う。

(2) 自然災害における関係機関の役割等に関する教育の充実について

- ・中学校社会の地理的分野
 - ・高等学校地理歴史の地理A、地理B
- について、別添2のとおり、改訂を行う。

領土関係
学習指導要領解説【中学校】

○中学校学習指導要領解説 社会編〔地理的分野〕(抄)

改 訂 後	改 訂 前
<p>…北方領土(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島)や竹島について, それぞれの位置と範囲を確認させるとともに, 我が国の固有の領土であるが, それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため, 北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めており抗議を行っていることなどについて的確に扱い, 我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。なお, 尖閣諸島については, 我が国の固有の領土であり, また現に我が国がこれを有効に支配しており, 解決すべき領有権の問題は存在していないことを, その位置や範囲とともに理解させることが必要である。</p>	<p>…北方領土(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島)については, その位置と範囲を確認させるとともに, 北方領土は我が国の固有の領土であるが, 現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため, その返還を求めていることなどについて, 的確に扱う必要がある。また, 我が国と韓国との間に竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れ, 北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。</p>

(※_部分は、変更部分)

(参考：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）該当部分)

2 内容

(2) 日本の様々な地域

ア 日本の地域構成

地球儀や地図を活用し, 我が国の国土の位置, 世界各地との時差, 領域の特色と変化, 地域区分などを取り上げ, 日本の地域構成を大観させる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については, 次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては, 次のとおり取り扱うものとすること。

(ア) 「領域の特色と変化」については, 我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに, 北方領土が我が国の固有の領土であることなど, 我が国の領域をめぐる問題にも着目させること。

○中学校学習指導要領解説 社会編〔歴史的分野〕(抄)

改訂後	改訂前
<p>…「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯にも触れる。また、中国や朝鮮との外交も扱う。</p>	<p>…「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、中国や朝鮮との外交も扱う。</p> <p>(※<u> </u>部分は、変更部分)</p>

(参考：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）該当部分)

2 内容

(5) 近代の日本と世界

イ 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。

3 内容の取扱い

(6) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの「開国とその影響」については、アの欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。(略)

○中学校学習指導要領解説 社会編〔公民的分野〕(抄)

改訂後	改訂前
<p>その際、地理的分野、歴史的分野における学習の成果を踏まえ、国家間の問題として、領土（領海、領空を含む）については我が国においても、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を理解させ、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解させる。</p>	<p>その際、国家間の問題として、領土（領海、領空を含む）については我が国においても未解決の問題も残されており、平和的な手段による解決に向けて努力していること、国際社会において、国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解させる。</p> <p>(※<u> </u>部分は、変更部分)</p>

(参考：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）該当部分)

2 内容

(4) 私たちと国際社会の諸課題

ア 世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。(略)

3 内容の取扱い

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のとおり取り扱うものとすること。

(イ)「世界平和の実現」については、領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。

領土関係
学習指導要領解説【高等学校】

○ 高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔日本史A〕(抄)

改 訂 後	改 訂 前
<p>明治初期の外交については、日本の国際的地位を向上させるための対外政策や、我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させる。(略) その後、政府が…の意義に気付かせる。 また、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。</p>	<p>明治初期の外交については、日本の国際的地位を向上させるための対外政策や、我が国の領土が国際的に画定されたことを考察させる。(略) その後、政府が…の意義に気付かせる。</p> <p>(※ <u> </u>部分は、変更部分)</p>

(参考：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）該当部分)

2 内 容

(2) 近代の日本と世界

ア 近代国家の形成と国際関係の推移

(ア) 近代の萌芽や欧米諸国のアジア進出、文明開化などに見られる欧米文化の導入と明治政府による諸改革に伴う社会や文化の変容、自由民権運動と立憲体制の成立に着目して、開国から明治維新を経て近代国家が形成される過程について考察させる。

○ 高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔日本史B〕(抄)

改 訂 後	改 訂 前
<p>「明治維新以降の我が国近代化の推進過程」については、(略) (略) さらに、…を与えたかなどについて考えさせる。 <u>また、我が国が領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させるとともに、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。</u></p>	<p>「明治維新以降の我が国近代化の推進過程」については、(略) (略) さらに、…を与えたかなどについて考えさせる。</p> <p>(※ <u> </u>部分は、変更部分)</p>

(参考：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）該当部分)

2 内 容

(4) 近代日本の形成と世界

ア 明治維新と立憲体制の成立

開国と幕府の滅亡、文明開化など欧米の文化・思想の影響や国際環境の変化、自由民権運動と立憲体制の成立に着目して、明治維新以降の我が国近代化の推進過程について考察させる。

○ 高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔地理A〕(抄)

改訂後	改訂前
<p>…我が国が当面する<u>北方領土や竹島の領土問題</u>や経済水域の問題などを取り上げ、国境のもつ意義や領土問題が人々の生活に及ぼす影響などを考察できるようとする。<u>その際</u>、我が国が当面する領土問題については、<u>北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めており、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。</u><u>なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。</u></p>	<p>…<u>北方領土など我が国が当面する領土問題や経済水域の問題などを取り上げ、国境のもつ意義や領土問題が人々の生活に及ぼす影響などを考察できるようにする。</u><u>なお、北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である。</u></p>

(※ 部分は、変更部分)

(参考：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）該当部分)

2 内容

(1) 現代世界の特色と諸課題の地理的考察

ア 地球儀や地図からとらえる現代世界

地球儀と世界地図との比較、様々な世界地図の読図などを通して、地理的技能を身に付けさせるとともに、方位や時差、日本の位置と領域、国家間の結び付きなどについてとらえさせる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、次の事項に留意すること。

(ア) アについては、球面上の世界のとらえ方に慣れ親しませるよう工夫すること。日本の位置と領域については、世界的視野から日本の位置をとらえるとともに、日本の領域をめぐる問題にも触れること。また、国家間の結び付きについては、世界の国家群、貿易、交通・通信、観光の現状と動向に関する諸事象を様々な主題図などを基にとらえさせ、地理情報の活用の方法が身に付くよう工夫すること。

○高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔地理B〕(抄)

改訂後	改訂前
<p>…我が国が当面する領土問題については、<u>北方領土</u>や<u>竹島</u>は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めており抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。</p>	<p>…北方領土など我が国が当面する領土問題については、<u>中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせること</u>が必要である。</p>

(※ 部分は、変更部分)

(参考：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）該当部分)

2 内容

(2) 現代世界の系統地理的考察
エ 生活文化、民族・宗教

世界の生活文化、民族・宗教に関する諸事象を取り上げ、それらの分布や民族と国家の関係などについて考察させるとともに、現代世界の民族、領土問題を大観させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
イ 内容の(2)については、分析、考察の過程を重視し、現代世界を系統地理的にとらえる視点や考察方法が身に付くよう工夫すること。エについては、領土問題の現状や動向を扱う際に日本の領土問題にも触れること。

○高等学校学習指導要領解説 公民編〔現代社会〕(抄)

改 訂 後	改 訂 前
<p>…領土問題については、…平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。その際、我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国が正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。</p>	<p>…領土問題については、…平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。</p>

(※ 部分は、変更部分)

(参考：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）該当部分)

2 内 容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

オ 國際社会の動向と日本の果たすべき役割

グローバル化が進展する国際社会における政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献、経済における相互依存関係の深まり、地域的経済統合、南北問題など国際社会における貧困や格差について理解させ、国際平和、国際協力や国際協調を推進する上での国際的な組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考察させる。

○高等学校学習指導要領解説 公民編〔政治・経済〕(抄)

改 訂 後	改 訂 前
<p>…領土問題については、…平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。その際、我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国が正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。</p>	<p>…領土問題については、…平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。</p>

(※ 部分は、変更部分)

(参考：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）該当部分)

2 内 容

(1) 現代の政治

イ 現代の国際政治

国際社会の変遷、人権、国家主権、領土などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献について理解させ、国際政治の特質や国際紛争の諸要因について把握させ、国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる。

自然災害関係
学習指導要領解説【中学校】

○中学校学習指導要領解説 社会編〔地理的分野〕(抄)

改 訂 後	改 訂 前
<p>「国内の地形の気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる」とは、…。…さらに自然災害の面からみると<u>東日本大震災などの大規模な地震や毎年全国各地に被害をもたらす台風など、多様な自然災害の発生しやすい地域が多く、そのため早くから防災対策に努めてきたといった程度の内容を取り扱うことを意味している。</u>なお、<u>自然災害については、防災対策にとどまらず、災害時の対応や復旧、復興を見据えた視点からの取扱いも大切である。その際、消防、警察、海上保安庁、自衛隊をはじめとする国や地方公共団体の諸機関や担当部局、地域の人々やボランティアなどが連携して、災害情報の提供、被災者への救援や救助、緊急避難場所の設営などを行い、地域の人々の生命や安全の確保のために活動していることなどにも触れることが必要である。</u></p>	<p>「国内の地形の気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる」とは、…。…さらに自然災害の面からみると<u>地震や台風などの多様な自然災害の発生しやすい地域が多く、そのため早くから防災対策に努めてきたといった程度の内容を取り扱うことを意味している。</u></p>

(※部分は、変更部分)

(参考：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）該当部分)

2 内容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

自然災害関係
学習指導要領解説【高等学校】

○高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔地理A〕(抄)

改 訂 後	改 訂 前
<p>…自然災害の事例としては、近年我が国で発生した東日本大震災などの大規模な地震災害や全国各地に被害をもたらす台風などの風水害、火山災害などの典型的な事例を取り上げ、それらの被災状況だけでなく、災害の原因となった地震や洪水、火山噴火などの規模や頻度などの特徴を含めて学習させる必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>「日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること」(内容の取扱い)とあるように、…。…生徒の生活圏においても自然災害の危険があることを具体的に認識させ、それへの対応を考えさせて防災意識を高めるよう工夫する必要がある。</p> <p>なお、自然災害については、防災対策にとどまらず、災害時の対応や復旧、復興を見据えた視点からの取扱いも大切である。その際、消防、警察、海上保安庁、自衛隊をはじめとする国や地方公共団体の諸機関や担当部局、地域の人々やボランティアなどが連携して、災害情報の提供、被災者への救援や救助、緊急避難場所の設営などを行い、地域の人々の生命や安全の確保のために活動していることなどにも触れることが必要である。</p>	<p>…自然災害の事例としては、近年我が国で発生した地震災害や風水害、火山災害などの典型的な事例を取り上げ、それらの被災状況だけでなく、災害の原因となった地震や洪水、火山噴火などの規模や頻度などの特徴を含めて学習させる必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>「日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること」(内容の取扱い)とあるように、…。…生徒の生活圏においても自然災害の危険があることを具体的に認識させ、それへの対応を考えさせて防災意識を高めるよう工夫する必要がある。</p>

(※ _____ 部分は、変更部分)

(参考：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）該当部分)

2 内容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

○高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔地理B〕(抄)

改訂後	改訂前
<p>「その解決の方向性や将来の国土の在り方などについて展望させる」とは、…。<u>自然豊かな我が国は、その表裏をなす自然災害の猛威に苛まれることも多く、東日本大震災という未曾有の試練を経験した今日、自然との共生を図りつつ将来の日本の国土像を生徒自らが探究することが大切である。例えば自然災害については、防災対策にとどまらず、災害時の対応や復旧、復興を見据えた視点からの取扱いも大切である。その際、消防、警察、海上保安庁、自衛隊をはじめとする国や地方公共団体の諸機関や担当部局、地域の人々やボランティアなどが連携して、災害情報の提供、被災者への救援や救助、緊急避難場所の設営などを行い、地域の人々の生命や安全の確保のために活動していることなどにも触れることが必要である。このような学習を通して、日本の将来への夢と希望を抱き、安全で平和な国土を形成する資質や能力を育成することが大切である。</u></p>	<p>「その解決の方向性や将来の国土の在り方などについて展望させる」とは、…。<u>また、自然との共生を図りつつ将来の日本の国土像を生徒自らが探究することで、日本の将来への夢と希望を抱き、安全で平和な国土を形成する資質や能力を育成することが大切である。</u></p>

(※ 部分は、変更部分)

(参考：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）該当部分)

2 内容

(3) 現代世界の地誌的考察

ウ 現代世界と日本

現代世界における日本の国土の特色について多面的・多角的に考察し、我が国が抱える地理的な諸課題を探求する活動を通して、その解決の方向性や将来の国土の在り方などについて展望させる。